

運営管理機関の評価における 事業主の役割と第三者評価の有用性



IICパートナーズ 常務取締役

向井 洋平氏

2016年の法改正で導入された企業型確定拠出年金(以下「DC」)の事業主による定期的な運営管理機関(以下「運営」)の評価について、その考え方や具体的な評価項目が法令解釈通知(以下「通知」)において明らかにされた。これを受けて、各DC実施企業は自らの役割を理解し、第三者を活用しつつ制度運営の改善を図っていくことが求められる。

通知に明記された 現状の問題点

改正後の通知では、少なくとも以下のような場合には、加入者の利益を考慮したものと言えるのか、事業

1. 商品ラインアップの全て、または多くが1金融グループに属する商品提供機関または運用会社のものである場合
2. 運用成績、保証利回りや安全性、手数料や解約時の条件が、他の同種の商品よりも劣っている場合
3. 商品の手数料について詳細が開示されていない場合、または一覧性がない、もしくは詳細な内容の閲覧が難しく、分かりにくくなっている場合
4. 運営が事業主からの商品の追加や除外の依頼を拒否する場合

主は運営から合理的な説明を受けるよう努めることとされた。

運営は運用関連業務の実施に当たり、専ら加入者の利益を考慮することが法令上規定されているが、左記のような内容が追加されたということは、このような問題が実際に生じていることの裏返しではないだろうか。

通知では、これらに加え、運用商品のモニタリングや加入者への情報提供等に関する定期評価の項目とすることが望ましいとしているが、まずは商品ラインアップや加入者への提示方法の妥当性にフォーカスする必要があるだろう。

事業主の役割と 第三者の評価の活用

運営の評価に当たっては、左記のとおり運用商品に関する項目が重視されているが、今回の制度改正は事業主に対して直接運用商品の評価を行うことを求めているわけではない。事業主の役割は、運営との対話や加入者への情報開示を通じて制度運営の改善を図っていくことにあり、そうしたコミュニケーションのプロセスに対して受託者責任を負っていると考えるべきであろう。

ただ、運営との対話を実のあるものとするためには、事業主側も相応の知見を備えておくことが必要となる。例えば、今回の制度改正では、

運営の評価に資することを目的として各運営の運用商品の一覧をインターネットに公表することとなったが、そうした情報を活用して委託先の運営の説明内容に合理性があるかどうかを判断し、必要に応じて具体的なリクエストを提示する能力が求められる。

また、加入者に対する各運用商品の評価結果の開示に関しては、事業主の恣意的な判断によるものではなく、客観的な判断に基づくものである場合には、法令上の禁止行為には該当しないと考えられる旨、「確定拠出年金Q&A」において明示されたが、例えば加入者への継続教育等において評価結果を説明する際、どこまで許容されるのか判断に迷う場面も想定されよう。

こうした観点からは、運営と利害関係のない第三者を活用し、運営および加入者とのコミュニケーションの質を向上させることで、制度運営の改善につなげていくことが有用である。専門的な知見を有し、自社の委託先以外の運営や他社の制度運営に関する情報を持つ第三者の支援を受けることによって、運営からより良い提案を引き出し、また加入者への評価結果の開示においても客観性を担保できることは、事業主が自らの責任を果たす上で大きな手助けとなるだろう。

DC